

《福岡県消防相互応援協定書》 資料 2.15.1

(目的)

**第1条** この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、福岡県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定め、県内において大規模な災害が発生した場合に相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(地域並びに代表消防機関及び地域代表消防機関の設置)

**第2条** 福岡県内を次に掲げる地域に区分するものとする。

(1) 北九州地域

北九州市、行橋市、中間市、京築広域市町村圏事務組合、遠賀・中間地域広域行政事務組合及び苅田町の区域

(2) 筑豊地区

飯塚地区消防組合、福岡県田川地区消防組合、直方市及び直方鞍手広域市町村圏事務組合の区域

(3) 福岡地域

福岡市、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合、筑紫野太宰府消防組合、春日・大野城・那珂川消防組合、糸島地区消防厚生施設組合、粕屋南部消防組合、宗像地区消防組合及び粕屋北部消防組合の区域

(4) 筑後地域

久留米市、大牟田市、大川市、柳川市、筑後市、八女地区消防組合、瀬高町外二町消防組合及び福岡県南広域消防組合の区域

2 この協定による相互応援を円滑にするため、代表消防機関を、前項に掲げる地域にそれぞれ地域代表消防機関を設置するものとし、代表消防機関及び地域代表消防機関（以下「代表消防機関等」という。）にはそれぞれ代行消防機関を選定しておくものとする。

(対象とする災害)

**第3条** この協定において、相互応援の対象とする大規模災害等とは、次に掲げる災害のうち大部隊若しくは特殊な消防隊、資機材等の応援を必要とするものをいう。

(1) 大規模な林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災

(2) 地震、風水害その他大規模災害

(3) 航空機事故、列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助事故

(応援可能消防隊の登録)

**第4条** 各市町村等は、応援出動が可能な消防隊をあらかじめ登録しておくものとする。

(応援要請の種別)

**第5条** 応援要請の種別は、災害の規模等により次のとおり区分するものとする。

(1) 第一要請

第2条第1項に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請

(2) 第二要請

第一要請に加えて、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

(応援要請の方法)

**第6条** 応援要請は、原則として第一要請、第二要請の順に行うものとする。ただし、特に必要がある場合は、この限りではない。

- 2 応援要請は、災害の発生地を管轄する市町村等（以下「要請側」という。）の長又は消防長から、他の市町村等（以下「応援側」という。）の長又は消防長に対し、応援に必要な事項を明確にして行うものとする。
- 3 前項の要請については、第2条第2項に規定された代表消防機関等を通じて行うものとする。
- 4 第一要請又は第二要請を行った要請側の長又は消防長は、福岡県に対して要請した旨を通報するものとする。

(応援隊の派遣)

**第7条** 前条の規定により応援の要請を受けた応援側の長又は消防長は、消防隊（以下「応援隊」という。）を派遣するものとする。

- 2 応援隊の派遣を決定したとき又はやむを得ない理由により派遣が難しいときは、応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに代表消防機関等を通じて要請側の長又は消防長に通知するとともに、福岡県に通報するものとする。
- 3 要請側に隣接する応援側の長又は消防長、及び要請側の地域代表消防機関が属する市町村等の長又は当該地域代表消防機関の消防長は、第3条に規定する大規模災害等の発生に際し、要請側の長又は消防長と連絡が取れない場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、前条に規定する応援要請を待ついとまがないと認められるときには、同条第2項の要請を待たないで、先行調査のため、必要な消防隊（以下「先遣隊」という。）を派遣することができるものとする。
- 4 前項の規定により、先遣隊の派遣を決定した応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに代表消防機関等を通じて福岡県に通報するものとする。

(応援の中断)

**第8条** 応援側の都合で応援隊を復帰させるべき特別な事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、要請側の長又は消防長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

- 2 先遣隊を派遣した応援側の都合で先遣隊を復帰させるべき事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、先遣隊の派遣を中断することができるものとする。この場合においては、先遣隊の派遣を中断した応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに代表消防機関等を通じて福岡県に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

**第9条** 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき要請側の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

**第10条** 応援に関し要した経費については、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

(1) 応援側の負担する経費

- ア 消防機械器具の燃料費（補給燃料を除く）及び小破損の修理費
- イ 消防職員及び消防団員の給与その他の給付に関する経費
- ウ 消防職員及び消防団員が負傷、疾病又は死亡した場合における補償費及び賞じゅつ金等
- エ 交通事故における損害賠償費等
- オ 応援側の重大な過失により発生した事故に要する経費

(2) 要請側の負担する経費

前号に定める経費以外の経費

- 2 前項に定める費用負担について疑義を生じた場合は、当該市町村等において協議うえ決定するものとする。

(航空消防応援)

**第11条** この協定に規定にかかわらず、航空消防の応援については、別に定める要綱によるものとする。

(改廃)

**第12条** この協定の改廃は、協定市町村等の長の協議により行うものとする。

(委任)

**第13条** この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

#### 附 則

- 1 この協定は、平成18年10月10日から効力を生じる。
- 2 平成14年8月1日付けで関係市町村等の間において締結した福岡県消防相互応援協定（以下「旧協定」という。）は、その効力を失う。ただし、この協定の効力が生じる日前に行われた消防相互応援に関する経費の負担については、旧協定第10条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、記名押印のうえ、福岡県消防防災安全課、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県消防長会及び財団法人福岡県消防協会に保管を依頼するとともに、市町村等はその写しを各1通保管するものとする。

平成18年 10月10日

《福岡県消防相互応援協定覚書》 資料2.15.1(2)

平成18年10月10日付で締結した福岡県消防相互応援協定書（以下「協定書」という。）第13条の協定に基づき、この覚書を定める。

（代表消防機関等の選定及び任務）

**第1条** 協定書第2条第2項に規定する代表消防機関等及びその代行消防機関は、別表第1に定める消防本部とし、その任務は次のとおりとする。

（1）代表消防機関の任務

- ア 県との連絡調整及び情報交換に関すること。
- イ 地域代表消防機関との連絡調整に関すること。
- ウ 第二要請時における応援隊の部隊の調整及び編成に関すること。
- エ その他必要な事項

（2）地域代表消防機関の任務

- ア 地域内消防機関との連絡調整に関すること。
- イ 災害に関する情報収集及び資料提供
- ウ 要請側消防機関との応援要請に関する協議
- エ 応援側消防機関との応援隊派遣に関する協議
- オ 県及び代表消防機関との連絡調整に関すること。
- カ 第一要請時における応援隊の部隊の調整及び編成に関すること。
- キ その他必要な事項

（3）代表消防機関は、代表消防機関等の管内の大規模災害等が発生した場合に、代表消防機関又は地域代表消防機関の任務をそれぞれ代行する。

（応援可能消防隊の登録）

**第2条** 協定書第4条に基づく応援可能消防隊は、別表第2に掲げる消防隊とする。

（応援要請の方法）

**第3条** 協定書第6条の規定に基づく応援要請は、別図第1に示す要請の順序に従い行うものとする。

2 応援要請の方法は、次の事項をできるだけ明確にし、別表第3に掲げる窓口に、電話・ファクシミリ等により行うものとする。

- （1）災害の種別、発生場所及び災害の状況
- （2）応援隊の人員、車両、資機材
- （3）応援隊の集結場所及び活動内容
- （4）災害現場の最高指揮者の職、氏名
- （5）その他必要な事項

3 要請側の長は、事後速やかに応援側の長に対し応援要請書（様式第1号）を提出するものとする。

（応援隊派遣の決定通知）

**第4条** 協定書第7条第2項の規定に基づく、応援隊の派遣を決定した場合の通知は次によるものとする。

- （1）応援隊の最高指揮者の職、氏名
- （2）応援隊の人員、車両、資機材
- （3）応援隊の到着予定時間及び派遣経路
- （4）その他必要な事項

(先遣隊派遣時の連絡等)

- 第5条** 協定書第7条第3項の規定に基づき、先遣隊の派遣を決定した応援側の長又は消防長は、別図第2の連絡体制に従い相互に連絡体系に従い相互に連絡するものとする。
- 2 先遣隊の最高指揮者は、現場到着時に要請側の長、消防長又は現場最高指揮者（以下「現場最高指揮者」という。）に応援の要否を確認するものとする。
  - 3 前条の規定は、協定書第7条第4項の規定に基づく、先遣隊の派遣を決定した場合の通知について準用する。この場合において、前条中「応援隊」とあるのは「先遣隊」と読み替えるものとする。

(要請側の措置)

- 第6条** 要請側の長又は消防長は、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 応援側の集結場所に誘導員を配置し、応援隊の誘導に努めること。
  - (2) 現場指揮本部の所在を明示すること。

(現場到着時の報告等)

- 第7条** 応援隊の最高指揮者は、現場最高指揮者等に対して第1号に定める事項について報告を行うとともに、第2号における事項を確認し、必要な指示を受けるものとする。
- (1) 到着報告事項
    - ア 応援消防本部及び消防団名
    - イ 応援隊の最高指揮者の職、氏名
    - ウ 応援隊の人員、車両、資機材
    - エ その他必要な事項
  - (2) 確認事項
    - ア 災害の現況
    - イ 活動中の消防隊名、隊数及び指揮者名
    - ウ 他の消防隊の活動概況
    - エ 活動方針
    - オ 今後の見込み
    - カ 応援隊の活動範囲及び任務
    - キ 使用無線系統
    - ク 指揮連絡担当者
    - ケ 安全管理上の注意事項
    - コ その他必要な事項

(応援隊の部隊運用)

- 第8条** 応援隊の部隊運用は、代表消防機関等が行う部隊編成をもって運用するものとし、その部隊編成については、別図3に示す例によるものとする。ただし、要請側の長又は消防長の指示がある場合はこれによるものとする。

(現場引き揚げ時の報告等)

- 第9条** 応援隊の最高指揮者は、現場最高指揮者等の引き揚げ指示により、次の報告を行ったのち引き揚げるものとする。
- (1) 応援隊の活動概要
  - (2) 活動中の異常の有無
  - (3) 隊員の負傷の有無

- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) 使用した消火薬剤等の数量
- (6) その他必要な事項

(応援の始期及び終期)

- 第10条** 応援の始期は、応援隊が常備配置場所から出動した時点とする。ただし、応援隊が常備配置場所の外にある場合は、応援出動命令を受けて出動した時点とする。
- 2 先遣隊の応援の始期は、第5条第2項の規定により、応援要請を受けた時点とする。
  - 3 応援の終期は、応援隊が常備配置場所に帰着した時点とする。ただし、応援に関する目的を終了したのち、他の用務のため行動する場合は、その目的の行動を開始した時点とする。

(事後の報告)

- 第11条** 応援側の長又は消防長は、要請側の長又は消防長に対して応援終了後速やかに応援隊活動状況報告書(様式第2号)により報告するものとする。
- 2 要請側の長又は消防長は、応援側の長又は消防長に対して、応援終了後速やかに災害概況報告書(様式第3号)により報告するものとする。

(経費の請求)

- 第12条** 応援側の長は、協定書第10条の規定に基づき、応援に要した経費を請求するときは、別記様式第4号により要請側の長に請求するものとする。

(合同訓練の実施)

- 第13条** 各消防長は、円滑な応援活動を図るため各消防本部間で協議のうえ、合同で消防訓練を実施するよう努めるものとする。

(連絡協議等の設置)

- 第14条** 協定の円滑な運用を図るため、次の各号に定めるところに従い連絡会議及び協定書第2条第1項に定める地域ごとに、地域連絡会議を設置する。
- (1) 連絡会議は、県下各消防本部の担当課長で構成する。
  - (2) 地域連絡会議は、地域内の市町村及び消防本部の担当課長で構成する。
    - 2 連絡会議及び地域連絡会議は、必要の都度開催するものとし、次の事項について研究及び情報交換を行う。
      - (1) 消防相互応援の実施に関すること。
      - (2) 消防相互応援の基本計画に関すること。
      - (3) 市町村等間の合同消防訓練に関すること。
      - (4) その他必要な事項
    - 3 連絡会議の事務局は代表消防機関内に、地域連絡会議の事務局は地域代表消防機関内にそれぞれ置くものとする。

(補足)

- 第15条** この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、別途協議の上決定するものとする。

附 則

- 1 この覚書は、平成18年10月10日から効力を生じる。
- 2 この覚書の締結に伴い、平成14年8月1日福岡県消防相互応援協定第13条の規定に基づき締結された福岡県消防相互応援覚書は、その効力を失う。
- 3 この覚書の成立を証するため、本書5通を作成し、記名押印のうえ、福岡県消防防災安全課、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県消防長会及び財団法人福岡県消防協会に保管を依頼するとともに、各消防本部はその写しを各1通保管するものとする。

平成18年 10月10日

別表第1（覚書第1条関係）

代表消防機関等及びその代行機関の消防本部名

代表消防機関	代行消防機関
福岡市消防局	北九州消防局

地 域	代表消防機関	代行消防機関
(1)北九州地域	北九州消防局	中間市消防本部
(2)筑豊地域	飯塚地区消防本部	田川地区消防本部
(3)福岡地域	福岡市消防局	春日・大野城・那珂川消防本部
(4)筑後地域	久留米市消防本部	大牟田市消防本部

様式第 1 号（覚書第 3 条関係）

第 号  
年 月 日

様

要請者  
市町村等名 筑紫野市  
職、氏名

印

応 援 要 請 書

福岡県消防相互応援協定書第 6 条の規定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

応 援 の 種 別	第一要請	第二要請
応 援 要 請	年 月 日	時 分
災害発生日時	年 月 日	時 分
災害の種別		
災害発生場所		
災害の状況		

応 援 隊	消 火 隊	
	救 助 隊	
	救 急 隊	
	化 学 消 火 隊	
	梯 子 隊	
	そ の 他	
	( 人 員 )	
( 資 材 )		
	集結場所	
	活動内容	
	災害現場の最高 指揮者の職・氏名	
	その他必要事項 (無線波の指定等)	

様式第 2 号（覚書第 11 条関係）

応援隊活動状況報告書

		応援側市町村等名	筑紫野市
応援要請の種別	第一要請	第二要請	要請連絡者 消防本部名
応援要請 受報時分	年 月 日 時 分		職 氏名
災害発生場所			
応援隊の種別			
車 種			
人 員			
出動時分	時 分	時 分	時 分
現場到着時分	時 分	時 分	時 分
活動開始時分	時 分	時 分	時 分
活動終了時分	時 分	時 分	時 分
帰着時分	時 分	時 分	時 分
応援時間	時間 分	時間 分	時間 分
活動概要			
使用資機材			
人員機材の 異常の有無			
その他			

担当者：職  
氏名

TEL (内線 )

様式第3号（覚書第11条関係）

災害概況報告書

		要請側市町村等名		筑紫野市					
災害発生日時	年 月 日 時 分	覚 知 日 時		月 日 時 分					
応援要請日時	年 月 日 時 分	応援側市町村等名							
災害時案 終了日時	年 月 日 時 分	災害活動時間		時間 分					
災害発生場所									
災害種別	1 林野火災 2 建物火災 3 危険物火災 4 自然災害 5 交通機関災害 6 その他 ( )								
災害の概況									
被害の程度 死 傷 者									
消防隊の 活動概況									
消防隊の 出動状況		消火隊	救助隊	救急隊	化学消火隊	梯子隊	その他特殊隊	計	消防団
	要請側	台 人	台 人	台 人	台 人	台 人	台 人	台 人	団 台 人
	応援側	台 人	台 人	台 人	台 人	台 人	台 人	台 人	団 台 人
他機関の出動状況 及び活動状況									
その他									

担当者：職  
氏名

TEL (内線 )

様式第 4 号（覚書第 12 条関係）

第 号  
年 月 日

様

請求者  
市町村等名 筑紫野市  
職, 氏名

印

応援に要した経費の請求について

年 月 日福岡県消防相互応援協定により応援出動したので、同協定書第 10 条及び同覚書第 12 条の規定に基づき、下記のとおり応援に要した経費を請求します。

記

請求金額 円

経費の内訳	項目	内容	金額
	義務事項		
協議事項			
合計			

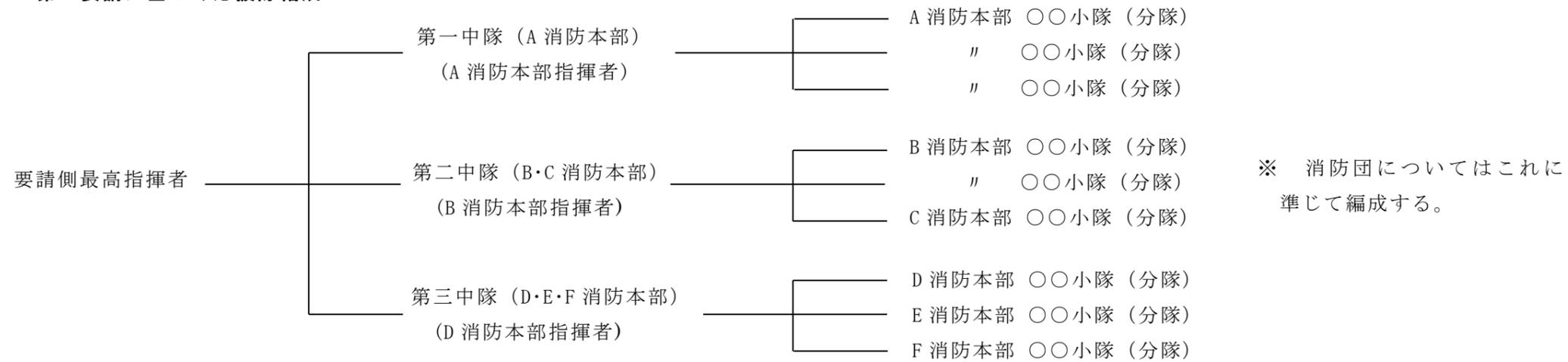
※ 添付……………積算基礎資料

別図3 (覚書第8条関係)

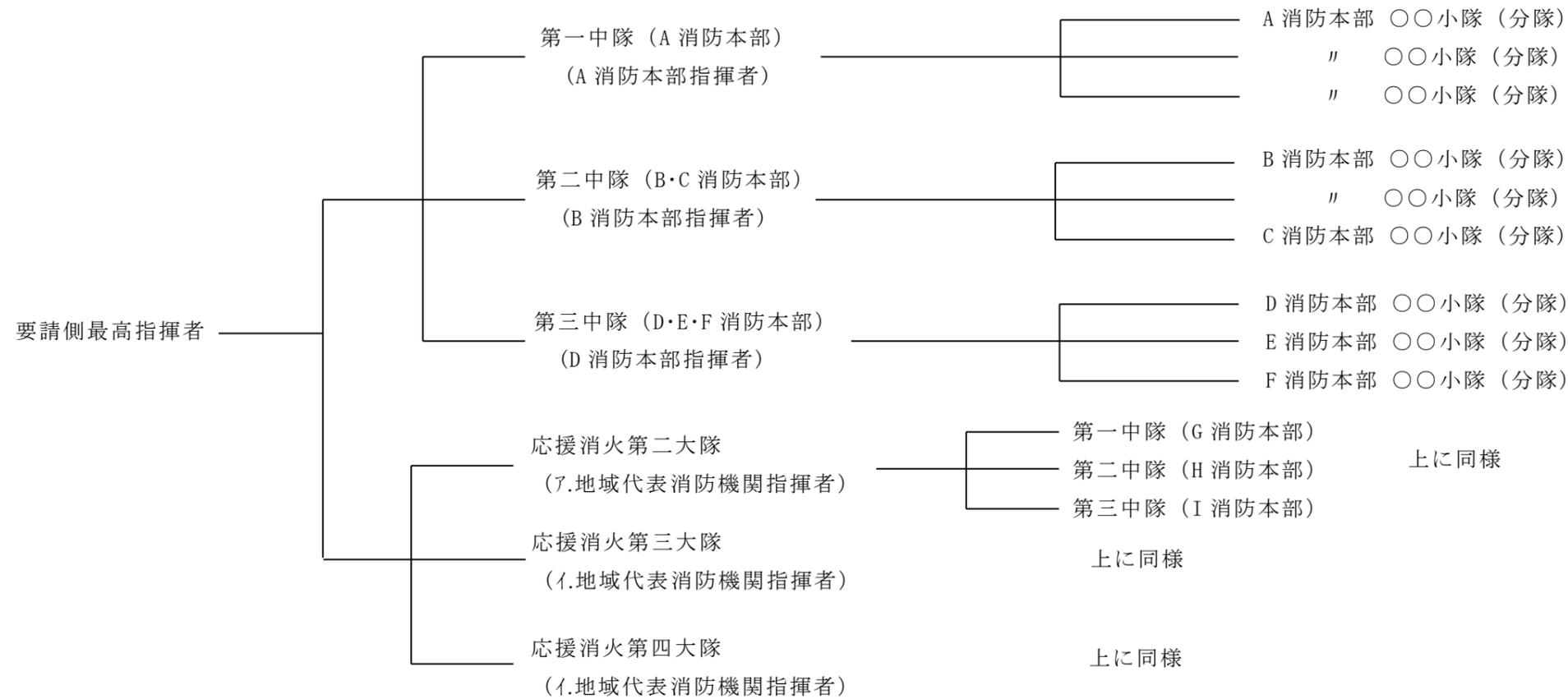
応援対編成計画

応援隊の編成は、消防本部単位及び地域単位を原則として編成する。

1. 第一要請に基づく応援隊編成



2. 第二要請に基づく応援隊編成



《福岡都市圏市町村消防相互応援協定書》 資料 2.15.2

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、福岡市、春日市、大野城市、筑紫野市、宗像市、福津市、古賀市、新宮町、久山町、篠栗町、粕屋町、志免町、須恵町、宇美町、太宰府市、那珂川町、前原市、志摩町、二丈町、粕屋南部消防組合、春日・大野城・那珂川消防組合、筑紫野太宰府消防組合、糸島地区消防厚生施設組合、宗像地区消防組合、粕屋北部消防組合（以下「協定市町」と総称する。）の各市町及び組合の長（以下「市町村」を総称する。）は、消防相互応援に関して次のとおり協定する。

（目的）

**第1条** この協定は、火災、救急救助事案その他の災害（以下「災害等」という。）が発生したとき、協定市町相互間の消防力を活用して、災害等による被害を最小限度に防止し、安寧秩序を保持することを目的とする。

（応援の原則）

**第2条** 協定市町は、災害等が発生した場合には、災害等が発生した協定市町の市町長の応援要請等に基づき、相互に応援するものとする。

（費用負担の原則）

**第3条** 応援に際し要した費用は、原則として応援した協定市町の負担とする。ただし、事故等が発生したとき、又は多額の費用を要したときは、関係協定市町の協議によるものとする。

（委任）

**第4条** 前2条に定めるもののほか、本協定の実施に関し必要な事項は、協定市町の消防長が協議して定めるものとする。

（協定書の保管）

**第5条** この協定の成立を証するため本書 25 通を作成し、記名押印のうえ各 1 通を保有するものとする。

**附 則**

2 この協定は、平成18年10月10日からその効力を生ずる。

3 この協定の締結に伴い、平成14年6月25日福岡市、春日市、大野城市、筑紫野市、宗像市、福津市、古賀市、新宮町、久山町、篠栗町、粕屋町、志免町、須恵町、宇美町、太宰府市、那珂川町、前原市、志摩町、二丈町、粕屋南部消防組合、春日・大野城・那珂川消防組合、筑紫野太宰府消防組合、糸島消防厚生施設組合、宗像地区消防組合、粕屋北部消防組合間において締結した福岡都市圏市町村消防相互応援協定（以下「旧協定」という。）は、その効力を失う。ただし、この協定の締結の際、旧協定第3条に規定する協議が終了していないものについては、なおその効力を有する。

昭和18年10月10日

《福岡都市圏市町村消防相互応援協定に関する覚書》 資料 2. 15. 2(2)

平成18年10月10日付で締結した福岡都市圏市町村消防相互応援協定（以下「協定書」という。）第4条の規定に基づき、下記のとおり協議し、覚書として交換する。

（応援出動の区分）

**第1条** 応援出動は、次に掲げるものによって行うものとする。

（1）要請により出動するものを計画出動及び特別出動とし、次のア及びイに定めるところによる。

ア 計画出動とは、協定市町（協定書の前文に定める「協定市町」をいう。以下同じ。）が、それぞれの協定市町について別表に定める出動対象市町の区域のうち関係協定市町が協議して定める区域内に発生した火災を覚知したときに、消防隊により自動的に出動するものをいう。

イ 特別出動とは、協定市町のいずれかの区域内に大災害が発生した場合その他計画出動以外の応援を特に必要とする場合で、災害地の協定市町の市町長の要請によって他の協定市町が消防隊、救急隊その他必要な人員、機器、資材等（以下「消防隊等」という。）により出動するものをいう。

（2）要請を待たずに出動することができるものを応急出動及び調査出動とし、次のア及びイに定めるところによる。

ア 応急出動とは、消防隊又は救急隊が管轄調査又は災害出動の帰署途上等により、当該消防隊又は救急隊が属する協定市町以外の区域内において災害等を覚知したときに、特に緊急を要すると認められる場合に実施することができるものをいう。

イ 調査出動とは、災害地の協定市町の市町長と連絡がとれない場合の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前号イに規定する要請を待ついとまがないと認められるときに、要請を待たないで、災害等の初動段階での先行調査のため、災害地の協定市町に隣接する協定市町及び福岡市が消防隊等を派遣することができるものをいう。

（特別出動の要請）

**第2条** 特別出動の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項をできる限り明らかにし、電話等により行うものとする。

- （1）災害の種別、場所および概況
- （2）応援を要請する消防隊等の種類および数
- （3）活動内容及び集結場所
- （4）誘導員または担当責任者
- （5）その他必要事項

（応援の義務）

**第3条** 計画出動の事由が生じた協定市町、特別出動の応援要請を受けた協定市町及び調査出動により消防隊等派遣し、応援要請を受けた協定市町は、直ちに消防隊を出動させるものとする。ただし、当該協定市町の区域内における災害の発生その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（応援出動時の連絡）

**第4条** 第1条第2号アの規定により災害等を覚知した場合は、当該災害等を覚知した協定市町の消防長は、災害地の協定市町の消防長に速やかに連絡しなければならない。

(現場報告)

**第5条** 応援出動した消防隊等(以下「応援隊」という。)の最高指揮者は、現場到着、消防活動の状況、引揚げ等を現場最高指揮者に報告するものとする。

(指揮権)

**第6条** 応援隊は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第47条の規定に基づき、応援を受けた協定市町の市町村長の指揮の下に行動するものとする。

2 前項の指揮は、応援隊の最高指揮者を通じて行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

(報告)

**第7条** 応援出動した協定市町の消防長は、応援を受けた協定市町の消防長に対して、応援出動の内容を応援消防隊等活動状況報告書(様式第1号)により報告するものとする。

2 応援を受けた協定市町の消防長は、消防活動等の終了後速やかに応援した協定市町の消防長に対して、災害の概要を災害概要報告書(様式第2号)により報告するものとする。

(費用の負担)

**第8条** 協定書第3条本文の規定による応援に要する費用の負担は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 応援した協定市町の負担する費用

ア 応援に際し破損した消防機械器具の修理に要する費用

イ 応援出動に要した燃料費

ウ 応援隊の旅費その他の手当

エ 応援隊の被服損料

オ 応援隊が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償等

カ 応援隊が応援出動の途中又は帰路の途中において、家屋等を損壊した場合の補修費等

(2) 応援を受けた協定市町の負担する費用

ア 消防活動上使用した化学消火剤及び資材に係る費用

イ 応援が長時間にわたったときの応援隊の消防用燃料の補給及び食糧に係る費用

ウ 応援隊の消防活動等に伴う消防法(昭和23年法律第186号)第29条第3項の規定による損失補償費及び同法第29条第5項の規定により火災の現場附近に在る者を消防作業に従事させた場合又は同法第35条の7第1項の規定により事故の現場附近に在る者を救急業務に協力させた場合の災害補償費

2 事故等の発生その他により多額の費用を要したときの負担については、前項の規定にかかわらず、協定書第3条ただし書の規定により、関係協定市町が協議して定めるものとする。

(費用の請求)

**第9条** 応援した協定市町が前条の規定に基づいて行う費用の請求は、様式第1号を添えて様式第3号により行うものとする。

2 消防一部事務組合を構成する市町に対する費用の請求は、当該一部事務組合を通じて行うことができる。

(費用負担区分の協議)

**第10条** 応援を受けた協定市町が消防一部事務組合及び当該消防一部事務組合を構成する市町である場合における第8条第1項第2号に規定する費用の負担区分については当該消防一部事務組合と当該市町の間で別途協議するものとする。

(情報等の交換)

**第11条** 協定市町は、協定書及びこの覚書の適正な運用を期するために必要な各種消防情報等を相互に交換するものとする。

(他の協定との関係)

**第12条** 協定市町のうち、この協定以外の消防相互応援に関する協定を締結している市町は、当該協定の取扱いにつき別途協議するものとする。

(協議)

**第13条** この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、別途協議の上決定するものとする。

(覚書の保管)

**第14条** この覚書の成立を証するため本書7通を作成し、記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

#### 附 則

- 1 この協定は、平成18年10月10日からその効力を生ずる。
- 2 この協定の締結に伴い、平成14年6月25日福岡都市圏市町村消防相互応援協定第4条の規定に基づき締結された福岡都市圏市町村消防相互応援協定に関する覚書は、その効力を失う。

平成18年10月10日



様式第2号

災害概要報告書（火災・救急・救助・その他）

筑紫野市町組合

発生場所			職業			氏名または代表者氏名				
日時	覚知時分	活動開始時分	活動終了時分	覚知方法						
災害原因			災害概要							
火災の程度	建物焼損面積	全焼 棟 m <sup>2</sup>	区分	死者	傷者		死者の生じた理由	ア 熟睡 イ 泥酔 ウ 身体精神の障害 エ 病気 オ 幼児 カ 老人 キ 逃げ送れ ク 消火作業中 ケ その他 ( )		
		半焼 棟 m <sup>2</sup>		消防吏員	男	重軽			女	重軽
		部分焼 棟 m <sup>2</sup>		消防団員	男	軽			女	軽
	山林原野	消防団員								
	車両	応急消火義務者								
	航空機	消防協力者								
	その他	その他								
	損害見積額	千円		計						
救急・救助	傷病者住所		職業	氏名	性別	年齢	ア 火災 イ 自然災害 ウ 水難 エ 交通 オ 労働災害 カ 運動競技 キ 一般負傷 ク 加害 ケ 自損行為 コ その他 ( )			
	傷病者		死亡 重症 中等症 軽傷							
	傷病の程度									
	傷病名									
	応急処置									
	搬送先	所在地								
名称										
引受人										
その他の災害										
消防隊等活動状況	消防隊等出動時間	時分 自衛 隊	時分 自衛 隊	時分 自衛 隊	時分 自衛 隊					
		時分 応援隊	時分 応援隊	時分 自衛 隊	時分 応援隊					
			消 防 隊 等		出 動 人 員					
	自隊出動				隊		人			
	応援隊出動				隊		人			
	発見通報の状況									
先着隊到着時の状況										

※ 現場略図（付近見取図）を添付すること。

様式第3号

第 号  
平成 年 月 日

様

市・町・組合長

応援出動の費用請求について

みだしのことについて、 年 月 日 貴市  
・ 町 ・ 組合 へ応援出動したので、福岡都市圏市町消防相互応援協定書  
第3条及び覚書第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり費用を請求しま  
す。

記

請求金額

1.	義務事項	_____	円
	(1) _____	_____	円
	(2) _____	_____	円
	(3) _____	_____	円
2.	協議事項	_____	円
	(1) _____	_____	円
	(2) _____	_____	円
	(3) _____	_____	円
	合 計	_____	

《災害時における福岡都県内市町村間の相互応援に関する基本協定》 資料 2.15.3

(目的)

**第1条** この協定は、福岡県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、福岡県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

**第2条** この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (9) ボランティアの受付及び活動調整
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

**第3条** 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により福岡県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。

3 応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(応援の実施)

**第4条** 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

(自主応援)

**第5条** 被災市町村め長からの応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

(応援の調整)

**第6条** 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

(応援経費の負担)

**第7条** 応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。

2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(情報の交換等)

**第8条** 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

**第9条** この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

**附 則**

1 この協定は、平成17年4月26日から施行する。

2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

《災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する実施要領》 資料 2.15.4

1. 目的

この要領は、災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、災害時における県内市町村間の相互応援が円滑に実施されるため必要な事項を定めるものとする。

2. 定義

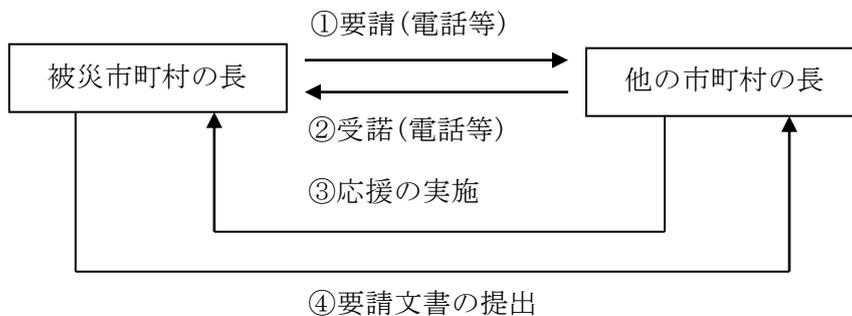
この要領において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害であり、地震、津波、暴風、豪雨等の異常な自然現象のみでなく、航空機の墜落、列車の衝突転覆等の大規模事故による被害も含む。

3. 県、市町村の連絡先

災害時の市町村間の相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県は、年度当初に「県及び市町村の勤務時間内及び勤務時間外の連絡先一覧」を作成し、市町村に配布する。

4. 応援要請の手続き及び応援の実施（協定第3条、第4条）

- (1) 個別に他の市町村に応援要請する場合（協定第3条第1項、第4条第1項）の手続き等は、以下のとおりとする。



- ① 要 請 被災市町村は、災害時相互応援連絡表（様式1、要領4ページ、以下「応援連絡表」という。）に必要事項を記入の上、その要旨を電話（県防災行政無線電話又はN T T電話）で連絡するとともにファクシミリ（県防災行政無線又はN T T）送信する。

応援連絡表の記入例  
 記入例1・単独一要請（要領7ページ）

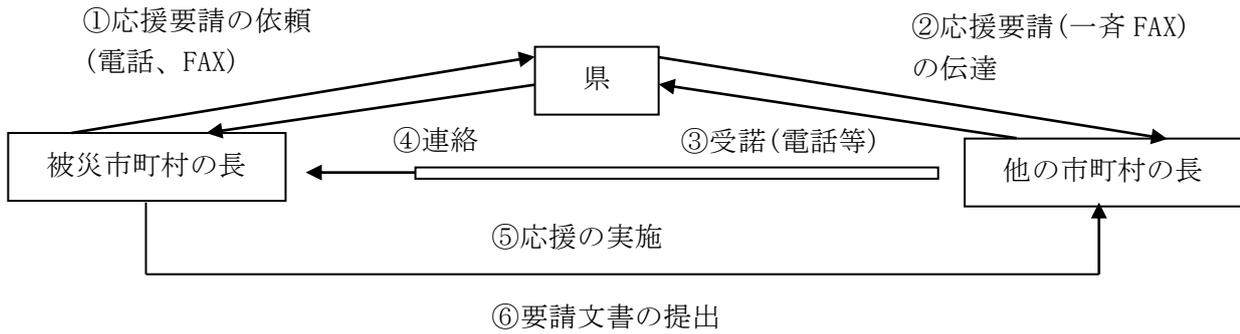
- ② 受 諾 要請を受けた市町村は、受諾の可否を電話（県防災行政無線電話又はN T T電話）で連絡するとともに、受信した応援連絡表の写しに加除訂正を行い、ファクシミリ（県防災行政無線又はN T T）送信する。

応援連絡表の記入例  
 記入例2・単独一受諾（要領8ページ）

- ③ 応 援 の 実 施 応援を受諾した市町村は、応援連絡表に記載した応援受諾内容を実施する。

- ④ 要 請 文 書 の 提 出 応援実施後、応援を受けた市町村は、応援を実施した市町村に対し、速やかに要請文書（様式3、要領6ページ）を提出する。要請文書施行の日付けは、実際に要請を行った日とする。

(2) 複数市町村に同時に応援を要請する場合（協定第3条第2項、第4条第2項）の手続き等は以下のとおりとする。



① 要請の依頼 被災市町村は、応援連絡表（様式1、要領4ページ）に必要事項を記入の上、その要旨を県（県災害対策本部又は県消防防災安全課）に電話（県防災行政無線又はNTT電話）で連絡するとともに、ファクシミリ（県防災行政無線はNTT）送信する。

応援連絡表の記入例  
記入例3・広域－要請1(要領9ページ)

② 応援要請の伝達 県はファクシミリ受信した応援連絡表を県防災行政無線により一斉送信する。  
原則として、音声一斉とファクシミリ一斉送信を行うこととする。

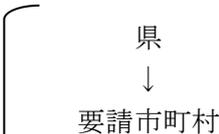
応援連絡表の記入例  
記入例4・広域－要請2(要領10ページ)

③ 受諾の連絡 応援できる市町村は、受信した応援連絡表に加除訂正を行い、その要旨を県（県災害対策本部又は県消防防災安全課）に電話（県防災行政無線電話又はNTT電話）で連絡するとともに、ファクシミリ（県防災行政無線又はNTT）送信する。



応援連絡表の記入例  
記入例5・広域－受諾(要領11ページ)

④ 受諾の連絡 県は、応援の内容を取りまとめ、必要に応じ調整を行った上、応援を要請した市町村に応援の内容を電話（県防災行政無線又はNTT）で連絡するとともに、応援連絡表をファクシミリ（県防災行政無線又はNTT）送信する。

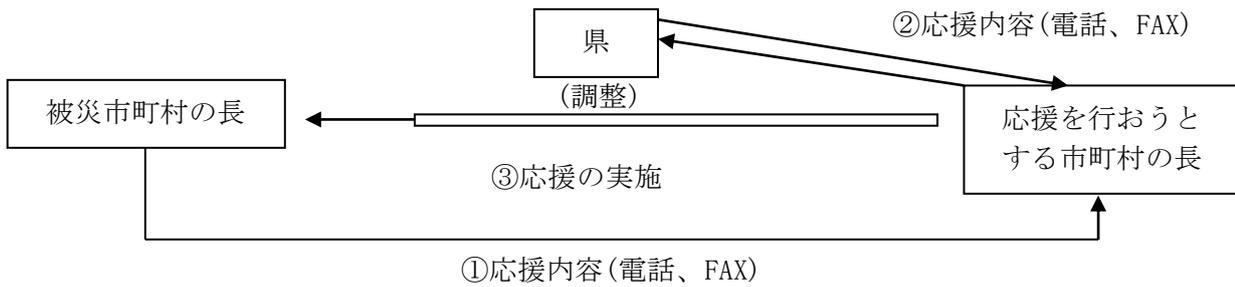


⑤ 応援の実施 県から応援を実施するよう連絡を受けた市町村は、速やかに応援連絡表に記載した応援受諾内容を実施する。

⑥ 要請文書の提出 応援実施後、応援を受けた市町村は、応援を実施した市町村に対し、速やかに要請文書（様式3、要領6ページ）を提出する。要請文書施行の日付けは、実際に応援要請を県に伝達した日とする。

5. 自主応援(協定第5条)

自主応援を行う場合の手続き等は以下のとおりとする。



- ① 応援内容の連絡 自主応援をしようとする市町村は、応援連絡表(様式2、要領6ページ)に必要事項を記入の上、その要旨を被災市町村に電話(県防災行政無線又はNTT)で連絡するとともに、ファクシミリ(県防災行政無線又はNTT)送信する。

応援市町村  
↓  
被災市町村

応援連絡表の記入例

記入例6・自主応援(要領12ページ)

- ② 応援内容の連絡 自主応援を行うこととなった市町村は、県に応援を行う旨及び応援内容を電話(県防災行政無線又はNTT)で連絡するとともに、応援連絡表(様式2)をファクシミリ(県防災行政無線又はNTT)送信する。

応援市町村  
↓  
県

(県による調整) 県は、救援物資の余剰の発生や緊急輸送路の渋滞などを勘案して必要に応じ調整を行う。

- ③ 応援の実施 応援連絡表に記載した応援内容を実施する。